



山口市

## 報 道 資 料

令和2年7月13日

### 1 件名

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「山口市新しい生活様式導入応援補助金」の創設について（募集開始：7月15日～）

### 2 内容

#### <制度内容>

新型コロナウイルス感染症の「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立に向け、市内事業者を対象に政府専門家会議で提唱された「新しい生活様式」や各業種で定める感染拡大予防ガイドラインに基づく対応のほか、新たな業態へチャレンジするために取り組む事業を対象とした補助金制度「山口市新しい生活様式導入応援補助金」を創設します。また、事業の発注先を市内事業者に限定することで、市内需要を喚起します。

#### (対象事業者)

山口市内に事業所・店舗を有する中小企業  
(個人事業主や社会福祉法人、医療法人、NPO等の団体含む)

#### (募集期間)

令和2年7月15日(水)～9月30日(水) 当日消印有効  
※期間中、2週間に1回の審査会を開催し、交付決定等を行います。

#### (補助対象事業)

令和2年4月1日から12月31日までに「新しい生活様式」や各業種の感染予防ガイドラインに基づく対応、新たな業態にチャレンジするための事業

#### (補助対象経費)

事業に係る備品・設備等の導入や店舗等の改装を市内事業者で行った場合の経費等

#### (補助金額)

補助率：2分の1 補助上限額50万円（申請は、1事業者につき1回限り）

#### (申請方法)

申請書類を郵送にて山口商工会議所に提出（追跡ができる方法で送付）

※詳細につきましては、「山口市新しい生活様式導入応援補助金募集要項」をご覧ください。

#### <申請に関する問い合わせ・提出先>

山口商工会議所 経営支援課  
〒753-0086 山口市中市町1番10号  
TEL：083-925-2300 FAX：083-921-1555

### 3 実施主体 山口市

運営主体 山口商工会議所

### 4 問い合わせ

山口市経済産業部ふるさと産業振興課 商工労政担当 金子・弘中  
TEL 直通：(083)934-2719



新型コロナウイルス感染症に負けないがんばる市内事業者を応援します！

# 新しい生活様式導入応援補助金

「新しい生活様式」への対応や新たな業態へチャレンジするための設備導入費や店舗等改装費等の一部を補助します

「3密」回避や感染防止策として店舗内装の変更やトイレ設備等の改修をしたい！

オンラインレッスンを新たに始めるためWebカメラ等の機材を整備したい！

従業員の感染防止のため新たにテレワークやオンライン会議設備を導入したい！

お客様の感染防止策と一緒に換気設備や空気清浄機等を設置したい！

店舗営業を行いながら新たにECサイトを立ち上げるため冷蔵設備を導入したい！

宿泊施設を改装してテレワーク用の個室やWi-Fi環境を整備したい！

## 補助対象者

山口市内に事業所等を有する中小企業  
(個人事業主や社会福祉法人、医療法人、NPO等の団体含む)

## 申請期間

令和2年7月15日(水)～9月30日(水)  
まで(当日消印有効)

## 対象事業

令和2年4月1日から12月31日までに  
「新しい生活様式」や各業種のガイドライン  
に基づく対応、新たな業態にチャレンジする  
ための事業(申請は1事業者につき1回限り)

## 対象経費

備品・設備の導入や店舗等の改装を市内事業者で  
行った場合の経費等

補助率  
**1/2**  
補助上限額  
**50万円**  
(1事業者当たり)

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

TEL **083-925-2300** FAX:083-921-1555

※お電話による受付は平日の9:00～17:00になります。

〒753-0086 山口市中市町1番10号  
山口商工会議所 経営支援課





## 補助要件

- ・(1)~(3)のいずれかに該当し、(4)~(8)の要件をすべて満たす事業者
- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等(個人事業主や社会福祉法人、医療法人を含む)
- (2) 中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合及び商工組合連合会を除く。)
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 市内に事業所(店舗)を有し、その事業所(店舗)で実施する事業であること。(原則、住宅兼用を除く)
- (5) 令和2年4月1日以降に新たに取り組む、本補助金の目的に沿った事業であること。
- (6) 補助対象経費(税抜)の合計が10万円以上(補助金額5万円)であること。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団等反社会的勢力でないこと。等

## 対象経費

- ・交付決定日から令和2年12月末までに政府専門家会議が提唱した「新しい生活様式」や各業種のガイドラインに基づく対応、新たな業態にチャレンジするための備品・設備導入費や店舗等の改装を市内事業者(市内に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主)で契約した場合の経費等(住居兼用の事務所・店舗は、原則、除きます)
- ただし、令和2年4月1日から7月31日までの間、交付決定前に着手した経費についても市内事業者への支払が確認できれば対象となります。

### <対象とならない経費>

- ・国・県・市等で交付を受けた対象経費(対象経費が重複していなければ本補助金との併用は可能)
- ・新たに取り組む事業とならない備品・設備の買い替えや修繕
- ・人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得、施設の保守管理費、水道光熱費、家賃(保証金・共益費・地代含む)、リース代、保険料、交際費(飲食・接待)、公租公課、当該補助制度の目的と整合性がない経費 等

## 提出資料

- ・下記の(1)~(7)までをすべて提出ください。申請様式は、山口市・山口商工会議所のウェブサイトからダウンロードすることができます。また、申請様式は、市内商工会議所・商工会でも配布しています。
- (1) 山口市新しい生活様式導入応援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 収支予算書(別紙2)
- (4) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの  
個人事業者の場合は、開業届出書又は確定申告書の写し及び写真付身分証明書
- (5) 事業実施の内容及び見積書等の金額が分かる資料
- (6) 対象事業の発注先の国税庁法人番号サイトの写し(個人事業者は顔写真付身分証明書等の写し)
- (7) 市税の滞納のないことの証明

## 提出先

提出方法は、郵送となります(追跡可能な方法で送付)  
〒753-0086 山口市中市町1番10号  
山口商工会議所 経営支援課 宛



## 申請の流れ

